

【資料3】事業契約書(案)に対する質問回答

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答	
		頁	項	項				
1	事業契約書(案)	2	第3条	2	契約保証金等	各事業年度における対価の100分の10に相当する金額」とありますが、一事業年度における対価という理解で宜しいでしょうか？	「各事業年度における対価の100分の10に相当する金額」とは、各事業年度一年間分の対価の100分の10に相当する金額を意味します。	
2	事業契約書(案)	2	第3条	2	契約保証金等	ただし書き以降における「甲が本契約の確実な履行を担保するための措置として相当と認める行為」とは具体的にどのようなものをお考えでしょうか？	例えば、履行保証保険等により契約保証金を納付するのと同様の効果が確保されるのであれば、保証金の納付に代えて当該保険の採用が可能となる場合があります。	
3	事業契約書(案)	4	第2章	第8条	2	新たに発見された埋蔵文化財	「新たに埋蔵文化財が発見されたことに起因する損害については、甲が負担する。」とありますが損害の対象は金額・工事工程および完工時期の遅れに起因する維持管理業務への影響も含めるものと考えて宜しいでしょうか。	病院機構は、新たに埋蔵文化財が発見されたことに起因する相当因果関係のある損害(ただし、逸失利益は含まない。)を負担するものとしてます。
4	事業契約書(案)	6	第2章	第11条		土壌汚染調査	「必要となる土壌汚染調査を行うものとする」とありますが、調査対象とする有害物質は現地にて使用履歴のある物質のみと考えて宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
5	事業契約書(案)	44	第7章	第81条	2	(15)補助金等申請に関する協力	「補助金その他の財政上、金融上の支援の申請に関し、甲に協力すること」の表記がありますが、SPCに対して具体的にどのような協力業務を想定されていますでしょうか。当該申請業務の協力は内容によっては事業者側にとり過大な負担となり得ることも予想されます。	国・大阪府からの負担金・貸付金等(主に施設整備費用)の交付申請のための書類作成の補助業務等を想定しています。
6	事業契約案	別紙8	3	(3)	ア	(イ)施設利用者が業務を行うことができるが、明らかに利便性を欠く場合の例	医療関連サービス業務 医事業務において、「熟度不足等による業務遅延」とありますが、具体的にどのようなケースをお考えでしょうか。	端末操作等の熟度不足による業務遅延、窓口業務における手順の認知不足等による業務遅延などを想定しています。
7	事業契約案	別紙8	3	(3)	ア	(イ)施設利用者が業務を行うことができるが、明らかに利便性を欠く場合の例	医療関連サービス業務 医事業務において、「度重なる診療報酬請求の過誤」とありますが、具体的にどのようなケースをお考えでしょうか。	算定(請求)もれ・過剰が生じていることを認知しているにもかかわらず放置している場合、減点・過誤事例についてその原因を確認しない場合などを想定しています。
8	事業契約書(案)別紙9	別紙9	3			対価の改定	対象となる施設整備業務費用は「本件建設業務費用合計額」とありますが、「別紙9」対価の構成(表)のどの項目が対象となるのでしょうか	「本件建設業務費用合計額」とは、別表一、定義の50に示すとおり、施設整備業務費用のうち、本件病院施設に係る建設業務に要する費用の合計額(消費税額及び地方消費税額を除く。)をいい、別紙[9]の対価の構成(表)では、「医療観察病棟を除く本件病院施設等に係る施設整備業務費用」の「5. 建設業務費用」と、「医療観察病棟に係る施設整備業務費用」の「5. 建設業務費用」の合計が該当します。
9	事業契約書(案)別紙9	別紙9	3			対価の改定	施設整備業務の改定は本契約締結日から着工までを対象としておりますが、着工後における対価の改定はどのように行なうのでしょうか。	着工日以降は施設整備業務費用の対価の改定は想定しておりません。